



目次

- ・第 4 回 GEN 総会の報告・2002 年度 GEN 活動方針-----1,2
- ・「新エネ特措法」が成立・政省令の策定は「公開の場で審議」を！-----2
- ・プレスリリース 特措法の問題点と今後の政省令に向けての論点-----2
- 「新エネ特措法」成立に至るまでの本年の主な動き-----3
- ・4/18 院内集会で「特措法」に「地域枠」導入の提言-----3
- ・GEN のブックレット・報告書・編集後記-----4

第 4 回 GEN 総会の報告

GEN の第 4 回総会が、5 月 31 日 18 時から中央大学駿河台記念館で開催されました。5 月 31 日現在の会員数 338 人中、出席者 16 名、議長委任状提出者は 162 名でした。以下に総会の概要を報告します。

議事進行

大林（副代表）の司会進行の下、配布資料に基づき飯田（代表）と安間（事務局）が各議案について説明を行い、全ての議案は出席者により承認されました。また、副代表の鈴木、河合から励ましの挨拶がありました。

第 1 号議案 2000 年度活動報告について

- ・2001 年度活動報告サマリー（資料 ）について安間が、また、自然エネルギー促進法を巡る動き（資料 及び別添-1）について、飯田が報告を行い、承認されました。
- ・政府「新エネ特別措置法」は 4 月 26 日に衆議院を通過しておりましたが、奇しくも総会当日の 5 月 31 日に残念ながら参議院でも可決されました。
- ・GEN のめざす固定価格買取制とはほど遠く、むしろ自然エネルギーの普及を阻害する悪法であるとして、直ちに GEN の意見を記者発表した旨、飯田より紹介がありました。（配布別添-3）

第 2 号議案 2002 年度活動方針

- ・2002 年度活動方針（次ページ参照）について飯田が説明を行い、承認されました。
- ・2002 年度活動方針の骨子は下記 3 点です。
 - (1) 政府新エネルギー特措法の政省令に対する監視
 - (2) 昨年に引き続き、「自然エネルギー 100% コミュニティ」プロジェクトを進めていくことにより、地域における自然エネルギーの促進に資する。
 - (3) ヨハネスブルグサミット等国際的な連携

第 3 号議案 2002 年度の運営委員選出について

- ・代表、顧問、運営委員について、下記の通り了承されました。
- ・2001 年度からの変更点は下記の通り。
 - (1) 2001 年度運営委員の田中優さん（自然エネルギー推進市民フォーラム）は辞退されました。
 - (2) 運営委員でもある畑直之さんが GEN 事務局に加わりました。

代表、顧問等

代 表：飯田哲也

副代表：大林ミカ、河合弘之、鈴木亨

顧問：浅岡美恵、勝部欣一、藤井石根、山梨晃一、牛山泉、和田武、熊崎實、杉山さかえ

監事：海渡雄一

事務局：朝野賢司、安間武、畑直之

2002 年度 運営委員

1. 足立治郎 JACSES
2. 飯田哲也 環境エネルギー政策研究所
3. 大林ミカ 環境エネルギー政策研究所
4. 岡崎時春 FoE Japan
5. 河合弘之 弁護士
6. 河田鐵雄 ホームサイエンス舎
7. 坂本勇夫 ソフトエネルギープロジェクト
8. 柴田政明 エイワット
9. 鈴木 享 北海道グリーンファンド
10. 都筑 建 自然エネルギー推進市民フォーラム
11. 中川修治 太陽光・風力発電トラスト
12. 西尾 漠 原子力資料情報室
13. 畑 直之 気候ネットワーク
14. 藤井絢子 環境生協理事
15. 藤永延代 関西ローカルエネルギーシステム研究会 (KLES)
16. 吉岡洋介 (財)奈良県緑化推進機構
17. 渡辺雅樹 持続可能社会研究会
18. 朝野賢司 GEN 事務局
19. 安間 武 GEN 事務局

第 4 号議案 2001 年度の決算及び 2002 年度予算について

- ・2001 年度決算及び 2002 年度予算について安間が説明を行い、承認されました。（資料 ）
- ・2001 年度決算については監事、海渡雄一氏の監査を受けたことを報告しました。（資料 ）

配布資料資料

- 資料 2001 年度活動報告サマリー
- 資料 自然エネルギー促進法を巡る動き
- 資料 2002 年度活動方針
- 資料 2002 年度運営委員選出について
- 資料 2001 年度決算及び 2002 年度予算について
- 資料 2001 年度監査報告書

- 別添 1 自然エネルギー促進法の経過
- 別添 2 2001 年度 新聞記事切り抜き
- 別添 3 5 月 31 日プレスリリース

地域の自然エネルギーを阻害する政府新法の無修正成立に抗議する - 「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」の成立にあたって「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク・コメント

2002 年度 G E N 活動方針

1. 政府新エネルギー特措法の政省令に対する監視等

今回、国会で成立した政府新エネルギー特措法に対して、政省令の策定状況や電力会社等の対応状況など、自然エネルギーの促進に関わる動きを引き続き監視していくとともに、適宜、政府にも協議を申し入れ、また適切な提言を社会的に行っていく。

2. 「自然エネルギー100% コミュニティ」プロジェクト 政府新エネルギー特措法のもとでの自然エネルギー促進を実質化しつつ、地球温暖化防止の取り

組みとしても、今後は地域における自然エネルギー促進のあり方が重要である。GEN としては、昨年に引き続いて、欧州連合と連携して、「自然エネルギー100%コミュニティ」プロジェクトを進めていくことにより、地域における自然エネルギー促進に資する。

3. ヨハネスブルグサミット等国際的な連携

「自然エネルギー政策」は、今や国際的な重大関心事であり、6月に開催される「第1回世界再生可能エネルギーフォーラム」やヨハネスブルグサミットなどに参加し、GEN としての経験と知見を国際的に共有しつつ、交流を広める。

「新エネ特措法」が成立 衆議院に続き 5/31 に参議院でも可決

5月31日、政府提出の「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(新エネ特措法)が参議院本会議で可決され、正式に成立しました。

この新エネ特措法は GEN が主張してきた固定価格買取制の「自然エネルギー促進法」とはほど遠く、むしろ本法によって、地域の自然エネルギーの推進が阻害され、廃棄物発電(とくに廃プラスチック発電)が促進され、地球温暖化を進めてしまい、日本の自然エネルギー市場が壊されると指摘してきました。それにもかかわらず今回この法律が、政府提出の原案から全く修正されずに成立したことは、極めて残念です。

5月31日プレスリリース 特措法の問題点と 今後の政省令に向けての論点を指摘

GEN は早速 5月31日にプレスリリースを行い、「特措法」の問題点の指摘と今後の政省令の検討などに向けて GEN が考える主な論点を表明しました。

「特措法」の問題点については前号の GREEN ENERGY NEWS (2002年3月20日発行)で詳しく述べたので、ここではプレスリリースで表明した「今後の政省令の検討に向けて GEN が考える主な論点」を以下に示します。

1. 公開の場での政省令の審議

本法は、廃棄物の取扱いを筆頭に、政省令で対応する事項が極めて多いため、今後、政省令を開かれた場で審議を尽くし、合意のもとで決めていくことが肝要である。したがって、政省令の検討について「公開の場で審議」することを強く要求する。

政省令の策定は「公開の場で審議」を！ 3年後の検証に向けて再結集

「特措法」は、廃棄物の取扱いを筆頭に、政省令で対応する事項が極めて多いため、今後、政省令を開かれた場で審議を尽くし、合意のもとで決めていく、すなわち、政省令の検討について「公開の場で審議」することを強く要求しましょう。

そして3年後の検証に向け、政省令の策定状況や電力会社等の対応状況など、自然エネルギーの促進に関わる動きを、引き続き監視していくとともに、適宜、政府にも協議を申し入れ、また適切な提言を社会的に行っていきます。

2. 政省令の審議への環境 NGO の参加

さらに、そうした公開の場で審議をすすめるとした場合、そこには自然エネルギー分野や地球温暖化問題で長く活動してきた環境 NGO など、市民団体の関係者が参加することが必須である。昨秋に開催された新エネルギー部会の下での小委員会では、市民団体が排除された経緯もあるため、実質的な協議の場への参加が必要である。したがって、公開の場での政省令の検討については「市民及び幅広い当事者を交えた審議」を行うことを強く要求する。

3. 検討過程などの情報公開

本法は、国民の関心の高い新エネルギー分野であるにも関わらず、情報公開が十分に規定されていないため、新エネルギーの対象を巡る審議状況や各電気事業者の基準利用量などについて、情報公開を定めることが必要である。したがって、政省令の検討では、「新エネルギーの対象を巡る審議状況や各電気事業者の基準利用量など基本的な情報については積極的に情報公開に努める」ことを求める。

4．自然エネルギーの普及に資する透明な取引制度

本法では、本来の RPS が持つ「証書取引引き制度」の要素が消え、「肩代わり」（基準利用量）という概念が導入されている。これによって、同法を見る限り、自由かつ透明な取引引き制度は期待できず、業界の自主的運用に委ねられるのみであり、新エネルギー事業者にとって不利が予想される。したがって、政省令の検討では、「新エネルギーの普及に資する透明かつ自由な取引引き制度」が実現することを求める。

5．利用目標に関わる付則について

本法付則第3条では、「肩代わり」（基準利用量）の規定があるにも関わらず、さらに電気事業者の基準利用量を緩和する措置が盛り込まれている。この措置が新エネ導入をさらに抑制することにならないよう、政省令の検討では確認を求める。

6．新エネルギーの定義について

新エネルギーの定義を定める第2条では、第2項第

「新エネ特措法」成立に至るまでの 本年の主な動き

- 2月13日 議連年次総会（平成14年）
議連案として下記2案が提案された。
 - ・自然エネルギー供給促進法案（議連統合案）
 - ・自然エネルギー供給促進法案大綱（議連版RPS試案）これらは政府が機敏に対応して法案を出して来るよう促進的な役割をはたすという橋本会長の考えのもと、総会の最後に会長は両議連案をエネ庁河野部長に手交するというパフォーマンスを演じた。
- 2月27日 エネ庁「新エネ特措法案」に対し議連は7項目の要求を提示
- 3月4日 NGO共同記者説明会開催
「自然エネルギーがゴミ発電に駆逐される - 経産省の悪法に反対！」GEN、気候ネットワーク、グリーンピース・ジャパン、FoE Japan、
- 3月15日 「新エネ特別措置法」閣議決定

6号に「その他」の新エネルギーを定めており、ここが廃棄物に該当するものとして国会では大きな議論となった。ところがこの「その他」の規定は、石油起源の燃料を排除するのみであり、他の化石燃料（石炭、天然ガス）や原子力には何ら言及していない。したがって、政省令の検討では石油のみならず、他の化石燃料（石炭、天然ガス）と原子力は本法の対象外であることの確認を求める。

3年後の検証と固定価格買い取り型の 法制度の実現を求める

私たちは、自然エネルギー促進にも温暖化防止にも役立たず、廃棄物抑制に逆行するこの法律に反対してきたが、今後は、3年後の検証に向け、すでに普及拡大の実績があるドイツ型の固定価格による自然エネルギー買い取りを保障する法制度の実現を目指しつつ、この法律の影響を検証していく所存である。

- 4月18日 「自然エネルギー促進法」の実現を求める国会内集会～自然エネルギー促進に効果のあるドイツ型固定価格買い取り制を！～
野党各党、自治体、事業者、市民団体の決意表明
アンドレアヌス・ワグナー（欧州風力発電協会副代表による講演）
提言：「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案」に「地域枠」の導入を！
- 4月23日 飯田代表 衆議院経済産業委員会に参考人招致
- 4月24日 野党4案共同提案「自然エネルギー発電促進法案」衆議院経済産業委員会に提出
- 4月26日 「新エネ特別措置法案」衆議院本会議で賛成多数で可決
- 5月31日 「新エネ特別措置法案」参議院本会議で賛成多数で可決

4/18の院内集会で 「特措法」に「地域枠」導入の提言

4月18日に参議院議員会館で行われた『「自然エネルギー促進法」の実現を求める国会内集会』において、地方自治体首長、学識経験者、NGO/NPO等、多数の賛同を得た「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案」に「地域枠」の導入の提言が披露されました。現時点では県知事レベルの賛同は得られなかったものの、今後の地域主導のエネルギー政策という観点から、意義のある提言であると考えます。提言の概要は以下の様なものです。

提言の概要

政府が「新エネ特措法」の義務量として決定する「利用目標」とは別に「地域枠」を設けることを提案したい。

すなわち、先に決定された地球温暖化対策推進大綱によれば、同法案による我が国全体の「利用目標」は、2010年度で1%未満と推定される。これとは「別枠」で、それぞれの地方自治体や地域から提案のある自然エネルギー事業の買取枠を設けることで、地域独自の自然エネルギー普及の可能性を拡大し、全国一律の「利用目標」が逆に導入制約になる懸念を回避するものである。

「地域枠」の具体的運用にあたっては、義務が課される電気事業者の過大な負担にならないことなどに配慮しつつ、都道府県等各地域ごとの「地域自然エネルギー枠」の設定、都道府県等各地域ごとの自然エネルギーの認定および目標値の決定、及びそれに対する政府補助などを考慮する必要がある。

なお、具体的な規定は各セクターが参加して協議し決定すべきである。（以上）

GEN 新刊本『自然エネルギー100%コミュニティをめざして』

GENの新しいブックレットができました。皆様に一冊でも多くGENから購入していただきたいので、お知り合いの方々にも是非おすすめ下さい。

2002年3月1日 発行

編者：「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク

発行：かもがわ出版 115頁 定価 1000円（税別）

GENへのお申し込み：メール又はFAXで申し込み下さい。

定価：1000円＋送料

目次

はじめに

第 部 自然エネルギー促進法の行方

第一章 自然エネルギー促進法の経過

1. 自然エネルギー促進法とは何か
2. 自然エネルギー促進法を巡る政治経過

第二章 RPS制度の特長と経済産業省RPS案検証

1. RPSの制度設計
2. RPSの特長と課題 - 固定価格買い取り制度と比較して
3. 先行事例の評価 米国テキサス州
4. 日本版RPS案の検証
5. 「自然エネルギー市民委員会」からの提案

第三章 市民立法に向けて

第 部 自然エネルギー100%コミュニティに向けて

第四章 欧州の「自然エネルギー100%コミュニティ」計画

第五章 自然エネルギー100%コミュニティ・ワークショップ講演より

1. 自治体主導のエネルギー環境政策の意義
2. 地方自治体による環境税の事例 産業廃棄物税の創設・三重県
3. 日本の自治体における先駆的な取り組み 東京都、北海道稚内市、山形県立川町、長野県飯田市、埼玉県川越市

第 部 グリーン電力の可能性

第六章 市民がつくる風力発電 - 北海道グリーンファンドの経験

1. 市民が作るグリーン電力
2. 「市民風力発電所・1号機」の事業概要
3. 日本初 市民風車の運転開始

第七章 グリーン電力制度の現状と未来

1. グリーン電力の思想
2. グリーン電力の発展と電力自由化
3. グリーン電力に求められるものとこれから

おわりに 資料

1. 各国におけるRPSの導入・検討状況
2. 「グリーン電力証書システム」について
3. 実効性のある「自然エネルギー発電促進法」の早期成立を求める意見を決議した自治体及び賛同自治体

自然エネルギー100%コミュニティ ワークショップ&シンポジウム報告書

2月21日（木）環境省及び東京都の後援を得て、国立オリンピック記念青少年総合センターで開催したシンポジウム及びワークショップの報告書ができました。

お申し込み：メール又はFAXで申し込み下さい。

定価：500円＋送料

第 部 自然エネルギー100%コミュニティ・ワークショップ

1. はじめに

- 飯田哲也（「GEN」）

2. 講演：欧州での取り組みに関する成功要因

- ジャン・ポール・ルネ（欧州委員会運輸エネルギー総局）
- ゾーレン・ハーマンセン（デンマーク・サムソ島エネルギー環境事務所）

3. 問題提起とディスカッション

- 地方環境税の可能性：諸富 徹（横浜国立大学経済学部）
- 地球温暖化防止策と自然エネルギー：中島恵理（環境省地球環境局地球温暖化対策課）
- 三重県：釜須義宏（三重県政策調整課）
- 岩手県：吉田和明（岩手県企業局総務課）
- 「びわこ・お太陽基金」について：中川修治（「太陽光・

風力発電」トラスト）●岩手県葛巻町：近藤 勝義、下天 摩宏（葛巻町環境エネルギー政策課）●滋賀県新旭町：清水文和（新旭町企画広報課）●北海道稚内市：遠藤直二（稚内市企画調整部企画課）

●三重県久居市：西村泰正、山下貴史（久居市総務部企画課）●東京都の取り組み：谷口信雄（東京都環境局企画課）

4. まとめ

5. ワorkshop資料集

第 部 自然エネルギー100%コミュニティ・シンポジウム

1. 講演1：欧州サステナブル・シティ・プロジェクトの取り組み

- ジャン・ポール・ルネ（欧州委員会運輸エネルギー総局）

2. 講演2：自然エネルギー100%アイランドへの挑戦

- ゾーレン・ハーマンセン（デンマーク・サムソ島エネルギー環境事務所）

3. 問題提起

- 地方環境税の可能性：諸富 徹（横浜国立大学経済学部）
- 地球温暖化防止と地域自立エネルギー：竹内恒夫（環境省地球環境局地球温暖化対策課）
- 地球温暖化阻止！東京作戦：大野輝之（東京都環境局企画課）

4. パネルディスカッション

5. シンポジウム資料集

「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク

〒160-0004

東京都新宿区四谷 1-21 戸田ビル 4F

TEL:03-5366-1186 FAX:03-3358-5359

E-mail: gen@jca.apc.org

URL: <http://www.jca.org/~gen/>

編集後記 残念ながら総会当日に政府「新エネ特措法」が成立してしまいました。今後、GENは公開の場での政省令の審議とNGOの審議への参加を要求し、また3年後の検証に向けて、ねばり強く監視し、発言していきます。

事務局長の朝野さんがデンマークでの2年間の留学に旅立ちます。運営委員の畑さんが事務局に加わりました。今後ともよろしくお願いいたします。（安間）